

社会福祉法人秩父福祉会 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人秩父福祉会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬及び費用弁償に（以下「報酬等」という。）関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において役員等とは、監事、理事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

(役員等報酬基準)

第3条 非常勤の理事長には、月額100,000円を支給する。

2 その他の役員等には、次の各号の日当及び交通費等を支給する。ただし、施設長等の施設の職員である法人役員に本規程は適用しない。

(1) 法人役員等が役員会、評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席し

たとき

- ・日当 8,000円(ただし、源泉徴収額をひいた額とする。)
- ・交通費 2,000円

(2) 法人役員等が法人業務及び法人が実施する事業の運営のために業務にあたったとき

- ・日当 8,000円(ただし、源泉徴収額をひいた額とする。)
- ・交通費 2,000円
- ・出張の場合 交通費・宿泊費は、実費額とする。

(役員報酬の清算)

第4条 役員報酬は原則として任務終了後清算払いとするが、必要ある場合は事前に概算を払い、任務終了後清算することができる。

附則

(施行)

第3条 この役員報酬規程は、平成29年4月1日から施行する。

この役員等報酬規程は、令和3年6月17日から施行する。

但し、第3条第1項は、令和3年4月1日に遡及し、適用する。